



平戸市未来創造羅針盤
Hirado-City Future creation compass



■ 平戸市総合計画策定条例

(平成28年3月25日 条例第12号)

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的な計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画により構成するものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの目標を設定し、目標達成のための基本的施策及び手段の大綱を掲げるものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、市政の基本的事項について、具体的施策の方向を定める計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施に関して作成する計画をいい、事業計画及び財政計画をもって構成し、予算編成の指針とするものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、平戸市総合計画審議会条例(平成18年平戸市条例第12号)第1条の規定により設置された平戸市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第4条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平戸市ずっと住みたいまち創出条例

(平成27年3月25日 条例第15号)

(目的)

第1条 この条例は、本市における急速な少子高齢化及び若年代の流出等による人口減少の進展に的確に対応し、魅力あふれる産業の振興を促進するとともに、市民が安心して暮らし、次代を担う子どもたちを健やかに育成するため、市民、市民活動団体、事業者及び市が一体となり、将来の平戸市の定住人口の維持と、市民がずっと住みたいまちを創出することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に通勤又は通学をする者
- (2) 市民活動団体 自治会、特定非営利活動法人その他これらに類する公益性のある活動を本市の区域内において行う団体をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業を営む個人又は団体(市民活動団体を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 ずっと住みたいまちの創出は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が豊かな自然、歴史及び伝統文化の中で郷土愛を育みながら、個性豊かで魅力と潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- (2) 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における市民の負担の程度を考慮して、事業者及び市民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- (3) 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- (4) 地域の特性を活かした産業の振興や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- (5) 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、市、市民活動団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ずっと住みたいまちの創出に関し、総合的かつ戦略的に施策を実施する責務を有する。

2 市は、市民、市民活動団体及び事業者その他の者が行うずっと住みたいまちの創出に関する取組みのために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 市は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、ずっと住みたいまちの創出に関し、市民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

(市民の努力)

第5条 市民は、ずっと住みたいまちの創出についての関心と理解を深めるとともに、市又は他の行政機関が実施するずっと住みたいまちの創出に関する施策に主体的に参加し、相互に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、それぞれの役割を自覚し、支えあう持続可能なまちづくりに向け、次世代支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民活動団体及び事業者の努力)

第6条 市民活動団体及び事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、市又は他の行政機関が実施するずっと住みたいまちの創出に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民活動団体及び事業者は、事業活動を通じて、地域社会の持続的な形成及び保全に寄与するよう努めるものとする。

3 事業者は、地域の特性を活かした魅力あふれる産業を創出することを通して、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。

(重点的事業)

第7条 市は、基本理念にのっとり、ずっと住みたいまちの創出を実現するために必要な施策を総合的に実施するものとし、特に次に掲げる事項について計画期間を定めて重点的に取り組むものとする。

(1) 雇用の促進 本市の特色を活かした新たな産業による雇用の促進

(2) 産業の振興 地域資源を活用した賑わいのある魅力的な産業の振興

(3) 子育て支援 子どもを産み、育てやすい環境の更なる充実

(4) 定住・移住の促進 まちの活気を取り戻すための若者定住・移住促進対策

(5) 前各号に掲げるもののほか、人口減少を抑制し定住人口を増加する施策となる事項

2 前項の施策の実施に当たっては、必要な予算の措置その他ずっと住みたいまちの創出に関する必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(条例等の体系化)

第8条 市は、この条例に定める内容に即して進めるずっと住みたいまちの創出で、定住促進、福祉、産業の振興、教育等分野別の条例は別に定める。

(平戸市ずっと住みたいまち創出本部の設置)

第9条 市は、少子高齢化及び若年世代の流出等による人口の減少の抑制を図るため、平戸市ずっと住みたいまち創出本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第10条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) ずっと住みたいまちの創出に係る施策の策定及び実施に関すること。

(2) その他ずっと住みたいまちの創出に係る重要事項に関すること。

(組織)

第11条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、各部長(部に相当する組織の長を含む。)及び支所長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第12条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(担当者会)

第14条 本部に、本部の下部組織として必要な事項を協議するため、担当者会を設置する。

2 担当者会は、委員の属する課の担当職員で構成する。

(庶務)

第15条 本部の庶務は、財務部企画財政課において処理する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

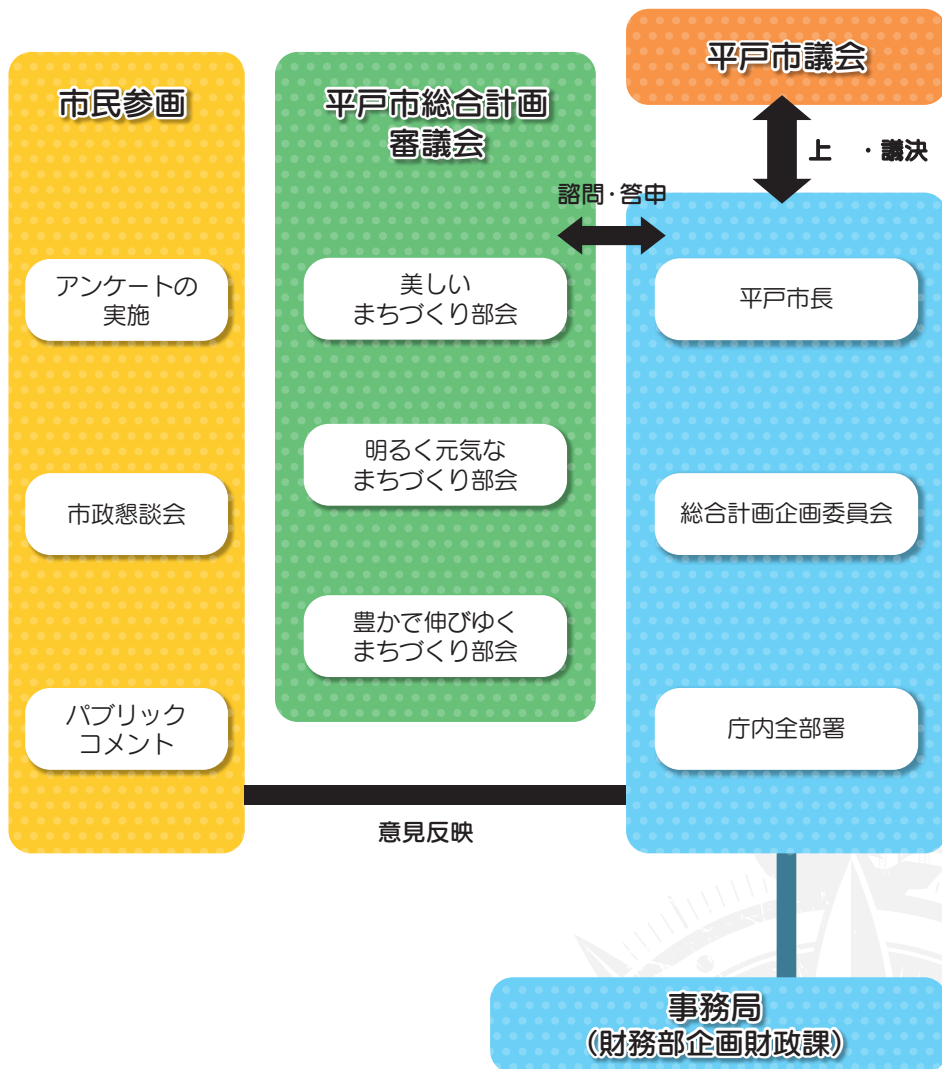
平戸市総合計画審議会委員名簿

(氏名50音順、敬称略)

| 部会名 | 分野 | 氏名 | 所属など（委員委嘱時） |
|----------------|------------|--------|--|
| 美しいまちづくり部会 | 公募 | 井上 翔一郎 | 市民公募 |
| | まちづくり運営協議会 | 岡 一義 | まちづくり運営協議会（北部地区） （中野地区まちづくり運営協議会会長） |
| | まちづくり運営協議会 | ■岡村 幸夫 | 大島村まちづくり運営協議会理事長 |
| | 男女共同 | 里崎 雪 | 平戸市男女共同参画推進協議会会長 |
| | 防災 | 谷本 健市 | 平戸防災ネットワーク会長 |
| | まちづくり運営協議会 | 村 節雄 | まちづくり運営協議会（中部地区） （紐差小学校区まちづくり運営協議会会長） |
| | 学識経験 | ◎村上 則夫 | 長崎県立大学名誉教授 |
| 明るく元気なまちづくり部会 | 教育 | 赤木 明子 | 平戸市PTA連合会副会長 |
| | まちづくり運営協議会 | 石川 隆雄 | まちづくり運営協議会（生月地区） （生月地区まちづくり運営協議会会長） |
| | 福祉 | ■相知 清隆 | 社会福祉法人平戸市社会福祉協議会事務局長 |
| | 生涯 | 小川 祥子 | 平戸市生涯学習推進会議副会長 |
| | 医療 | 柿添 圭嗣 | 一般社団法人平戸市医師会会長 |
| | まちづくり運営協議会 | 堺 勇二 | 度島地区まちづくり運営協議会理事長 |
| | 子育て | 森 宮子 | 平戸市子ども・子育て会議会長 |
| 豊かで伸びゆくまちづくり部会 | 文化 | 久家 孝史 | 平戸市文化協会常任理事 |
| | まちづくり運営協議会 | 楠富 智九万 | まちづくり運営協議会（南部地区） （野子地区まちづくり運営協議会会長） |
| | まちづくり運営協議会 | 手島 りつ子 | 田平まちづくり協議会副会長 |
| | 農林 | 前川 耕市 | ながさき西海農業協同組合理事 |
| | 観光 | 松尾 俊行 | 一般社団法人平戸観光協会専務理事 |
| | 商工 | ■松山 芳弘 | 平戸商工会議所専務理事 |
| | 水産 | 山中 兵恵 | 平戸市水産振興協議会会長 |

◎会長 ■部会長

■ 総合計画策定体制



■ 総合計画策定に係る時系列表

| 年月日 | 項目 | 備考 |
|---------------------|-------------------|---|
| R4.4.28 | 第1回総合計画企画委員会 | 策定方針、スケジュールなどについて |
| R4.5.26 | 第1回総合計画審議会 | 策定説明、諮問などについて |
| R4.6.1~ R4.6.24 | 市民アンケート・団体アンケート調査 | 市民3,000人、高校生247人、 中学3年生229人、計3,476人、 団体アンケート121団体 |
| R4.7.12 | 市政懇談会 | 平戸北部地区 |
| R4.7.15 | 市政懇談会 | 平戸南部地区 |
| R4.7.19 | 市政懇談会 | 田平地区 |
| R4.7.20 | 市政懇談会 | 大島地区 |
| R4.7.22 | 市政懇談会 | 平戸中部地区 |
| R4.7.28 | 市政懇談会 | 生月地区 |
| R4.8.23 | 市政懇談会 | 度島地区 |
| R4.8.16~ R4.8.26 | 基本計画策定に関する庁内ヒアリング | |
| R4.9.1 | 第2回総合計画企画委員会 | 市民アンケート結果などについて |
| R4.10.28 | 第3回総合計画企画委員会 | 後期基本計画案について |
| R4.11.7 | 第2回総合計画審議会 | 市民アンケート結果などについて |
| R4.11.10 | 第1回明るく元気なまちづくり部会 | 後期基本計画案について |
| R4.11.14 | 第1回美しいまちづくり部会 | 後期基本計画案について |
| R4.11.14 | 第1回豊かで伸びゆくまちづくり部会 | 後期基本計画案について |
| R4.11.22 | 第2回明るく元気なまちづくり部会 | 後期基本計画案について |
| R4.11.22 | 第2回豊かで伸びゆくまちづくり部会 | 後期基本計画案について |
| R4.11.24 | 第2回美しいまちづくり部会 | 後期基本計画案について |
| R5.1.11 | 第4回総合計画企画委員会 | 第2次平戸市総合計画の構成などについて |
| R5.1.17 | 第3回総合計画審議会 | 後期基本計画案について |
| R5.1.17 | 審議会から市長に答申書提出 | |
| R5.1.19~ R5.2.7 | パブリックコメント | |
| R5.2.10 | 議員説明会 | 後期基本計画案について |
| R5.2.22 | 議員説明会 | 後期基本計画案について |

都市宣言

「ゼロカーボンシティひらど」を目指して
～2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロに！～

(令和2年4月1日)

平戸市は、西海国立公園を形成する豊かな自然環境と大航海時代の舞台となった恵まれた歴史・文化の中で、大地を耕し、大海原で漁をしながら自然と共生する暮らしを大切に維持してきました。

近年、世界各地では猛暑や豪雨など地球規模での温暖化が原因とみられる異常気象による災害が多発しており、もはや「気候危機」という状況にあります。我が国においても例外ではなく、これまで経験したことのない豪雨や台風等により各地で甚大な被害が発生しています。

こうした状況を踏まえ、被害から人々の生命と財産、社会インフラ、そして、自然や生態系を守るため、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2度未満とし、1.5度に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、この目標の達成には「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までにCO₂(二酸化炭素)の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

平戸市は、これまでも全国に先駆けてCO₂排出量に対し削減・吸収量が均衡する自治体を目指して、2014年(平成26年)9月に「CO₂排出ゼロ都市」宣言を行いました。2016年(平成28年)3月に「平戸市CO₂排出ゼロ都市推進基本計画」を策定し、2023年度(令和5年度)までに排出量と削減・吸収量の収支ゼロを目標として、その達成に向けて様々な取り組みを実践し、着実に推移している状況です。これに加え、この度さらなる大規模な風力及び太陽光発電設備、木質バイオマス熱利用といった再生可能エネルギーによるCO₂削減がより具体的になって加速化されることから、目標年次までの達成は確定的となりました。

平戸市は、国際社会の一員として、地球という美しい財産を後世に繋いでいくために、また、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産「平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳・中江ノ島)」のあるふるさと平戸を大切に引き継ぐために、市民や事業者の皆さんと協働で脱炭素社会の実現を目指し、他の表明した自治体と歩調を合わせ、本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティひらど」の実現へ向けて、継続して挑戦することを改めて決意します。

CO₂排出ゼロ都市宣言

(平成26年9月12日)

わたしたち平戸市民は、西海国立公園を形成する豊かな自然環境と大航海時代の舞台となった恵まれた歴史・文化の中で、大地を耕し、大海原で漁をしながら自然と共生する暮らしを大切に維持してきました。

一方で、昨今の地球規模の温暖化は、異常気象や海洋環境の著しい変化をもたらし、将来に向けた持続可能な社会づくりに、大きな危機感を抱くものでありその抑制の必要性が強く求められています。

そこで、CO₂排出削減については、市民運動として取り組むとともに、この豊かな自然環境を活用した再生可能エネルギーへの取組として、多くの風力発電所の建設を行ってきました。現在では、自治体が出資する再生可能エネルギーの発電量は日本一であります。

また、平成24年1月には、これまでの活動の成果によって、次世代エネルギーパークの認定を受け、さらに幅広い分野にまたがる先進的な事業展開を図る機運が高まっています。

わたしたちは、市民一丸となって以下の事業に取り組むことにより、CO₂の排出量に対し削減・吸収量が均衡する自治体を目指し、ここにCO₂排出ゼロ都市を宣言します。

- 1 わたしたちは、豊かな環境をこれからも維持し、未来に引き継いでいきます。
- 1 わたしたちは、普段の生活を通じ、節電や省エネルギーに努めます。
- 1 わたしたちは、自然環境と調和した再生可能エネルギー事業に積極的に取り組みます。
- 1 わたしたちは、行政、企業、大学等とのパートナーシップにより、先進的な事業推進に努めます。
- 1 わたしたちは、自然環境に配慮した持続可能な事業展開を地域の活力につなげます。

平戸市生涯学習都市宣言

(平成19年11月6日)

わたくしたち平戸市民は
自然の恵みと海外との交流で栄えた歴史に誇りを持ち
生涯にわたり楽しく学び
こころ豊かな人生を過ごすため
「学んでみよう そこには新しいあなたと まちキラリ」
をスローガンに
夢とゆとりをもって生き生きと暮らし
ともに支えあい
活力と温かみのあるまちの実現を目指して
ここに平戸市を「生涯学習都市」とすることを宣言します

暴力追放都市宣言

(平成19年5月25日)

暴力のない平和で明るい住みよいまちづくりは 市民共通の切なる願いです
しかしながら 暴力の絶滅を期した官民一体の努力にもかかわらず
依然として暴力の根は絶えません
自由と平和を愛する私たち平戸市民は
民主主義体制を根底から覆す一切の暴力行為等に対し
毅然とした姿勢で対処し
平穏で幸福な生活を営む明るいまちを目指すため
ここに平戸市を「暴力追放都市」とすることを宣言します

「非核・平和都市 平戸」宣言

(平成18年6月20日)

世界の恒久平和を守り この美しい豊かな地球を子孫に引き継ぐことは
人類共通の願望であり 明るく平和で安全な郷土を築くことが
私たち平戸市民に課せられた責務であります
しかしながら 今なお 世界各地では紛争や戦争が繰り返され
また 核実験を強行する国々が絶えないなど
世界の平和と人類の生存及び地球環境保全に大きな脅威をもたらしています
我が国は 世界唯一の核被爆国であり
また 被爆の惨禍を体験した長崎県民として
日本国憲法の精神からも人類を破滅に導く核兵器の廃絶と平和の尊さを訴え
世界の恒久平和の実現を望むものであります
私たちは 新「平戸市」誕生を機に
核兵器の速やかな廃絶と恒久平和を願うすべての人々と相携えて行動することを
決意し
ここに「非核・平和都市 平戸」を宣言します



用語解説

| 用語 | 説明 |
|--------------|--|
| あ行 | |
| RPA | Robotic Process Automationの略で、人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替することにより、主にデスクワークにおけるパソコンを使った業務の自動化・省力化を行うもの。業務の効率化や低コスト化を進めることができる。 |
| ICT | Information and Communication Technologyの略で、IT(情報技術)に、コミュニケーション(通信、意思疎通)の概念を加えたもので、ネットワーク通信により知識や情報を共有すること。 |
| 空き家バンク | 移住希望者と空き家の売却希望者(または貸出し希望者)をマッチングするシステム。 |
| アドベンチャーツーリズム | アクティビティ、自然、文化体験の3要素のうち、2つ以上で構成される旅行。 |
| アンテナショップ | 企業や地方自治体などが自社あるいは地元の製品を広く紹介したり、消費者の反応を探ったりする目的で開設する店舗のこと。 |
| Eバイク | 電動アシスト機能を搭載したスポーツ自転車。 |
| 一億総活躍社会 | 第3次安倍晋三改造内閣の目玉プラン。少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も1億人を維持し、国民一人ひとりが活躍できる社会を目指すもの。 |
| イノベーション | 新しいものを生産する、あるいは既存のものを新しい方法で生産すること。 |
| 医療的ケア児 | 日常生活を送るために、痰(たん)の吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子どものこと。 |
| インバウンド | 外国人の訪日旅行。また、訪日旅行者。 |
| インフラ資産 | 住民の社会生活の基盤となる下水道設備や道路、橋梁、ダムなどの資産のこと。 |
| AI | Artificial Intelligenceの略で、人工知能のこと。 |
| エコカー | 二酸化炭素の排出を抑えるなど、環境に配慮した自動車総称。低燃費車、ハイブリッドカー、電気自動車など。 |
| SNS | Social Networking Serviceの略で、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制のサービス、あるいはそういったサービスを提供するウェブサイトのこと。 |
| NPO | Non-Profit Organizationの略で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。 |
| LED | Light-Emitting Diodeの略で、電流を流すと光を発する半導体素子のこと。電気信号を光信号に変える機能があり、高輝度で電球に比べて発光量当たりの消費電力も少なく、寿命も長いいため屋外の装飾用サインなどに利用されている。 |
| 汚水処理人口普及率 | 住宅のトイレや台所、風呂、洗濯などから出る生活排水の処理施設を利用できる人口が、全人口に占める割合。 |
| 温室効果ガス | 二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素・フロンなど、地球に温室効果をもたらすガスのこと。 |
| か行 | |
| カーシェア | 自動車を複数の個人会員や会社で共有し、互いに利用する仕組み。 |
| カーボンニュートラル | 日常生活や経済活動によって排出される温室効果ガスのうち、排出者自身の努力では削減できない分を、他の場所で達成された削減・吸収量で相殺することによって、温室効果ガスの増加が実質的にゼロになった状態。 |

| 用語 | 説明 |
|-------------|--|
| 合併処理浄化槽 | し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯などに使用した水)を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べ、河川など公共水域の汚染を軽減する効果がある。 |
| 関係人口 | その地域と何らかの関わりがある人の数。以前住んでいた、ふるさと納税制度を通じて寄附をしたなど、さまざまな形でその地域とのつながりを持つ人の総数。 |
| 観光型MaaS | 公共交通機関や観光施設、宿泊施設などを1つのサービスとして統合し、目的地や経路の検索・予約・決済などの機能をワンストップで提供すること。観光客の利便性や周遊促進、消費拡大が期待される。MaaSはMobility as a Serviceの略。 |
| 観光コンシェルジュ | 観光スポットの案内など、お客さまの多くのリクエストに応えるプロのスタッフのこと。 |
| キャッシュレス決済 | 現金を使わずに支払いをすること。クレジットカード・デビットカード・電子マネー・プリペイドカードやモバイル決済などを利用する。 |
| 救急医療 | 一次救急医療:軽症患者に対する救急医療、二次救急医療:中等症患者に対する救急医療、三次救急医療:重症患者に対する救急医療に分けられる。 |
| 協働 | 市民、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、企業、市などのさまざまな主体が、公共の利益に資する同一の目的を持って取り組むまちづくり活動に対し、対等の立場で連携のうえ、協力及び協調して取り組むこと。 |
| キラーコンテンツ | 利用者が集まるきっかけとなる特別人気の高い提供内容。 |
| グリーンカーボン | 陸上の植物が、光合成を通じて二酸化炭素を吸収して固定する炭素の総称。沿岸海域の海洋生物によって固定された炭素(ブルーカーボン)に対していう。 |
| KPI | Key Performance Indicatorの略で、企業などの組織において、個人や部門の業績評価を定量的に評価するための指標。達成すべき目標に対し、どれだけの進捗がみられたかを明確にできる指標が選択される。これをもとに、日々の進捗把握や業務の改善などが行われる。 |
| 限界集落 | 過疎などによって、65歳以上の高齢者の割合が50%以上の集落。家を継ぐ若者が流出して、冠婚葬祭や農作業における互助など、社会的な共同作業が困難になった共同体。 |
| 合計特殊出生率 | 1人の女性が一生の間に平均何人の子どもを産むかを示す指標で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生数を合計した数値。 |
| 交通インフラ | 道路や鉄道などの整備状況のこと。 |
| ココロねっこ運動 | 子どもたちの心のねっこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる長崎県の県民運動。 |
| 固定的性別役割分担意識 | 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきといった考え方。 |
| 子ども家庭センター | すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する市区町村の機関。相談支援などの取組みに加え、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント(サポートプランの作成)や、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境などに関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担う。 |

| 用語 | 説明 |
|-------------|---|
| さ行 | |
| 再生可能エネルギー | 太陽光や風力、地熱といった地域資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。石油や石炭、天然ガスなどの化石エネルギーとは違い、一度利用しても比較的短期間に再生可能。 |
| サステナブルツーリズム | 観光地の本来の姿を持続的に保つことができるように観光地の開発やサービスのあり方を見定めた旅行。 |
| ジェンダー平等 | ジェンダー(社会的性差)に関わらず社会全体のさまざまな状況において個人が平等な状態にあること。ジェンダー平等主義、男女平等ともいう。 |
| 自主防災組織 | 主に自治会など、地域住民が日常生活上の一体性を感じられる区域を基礎単位として結成された、災害による地域の被害を予防・軽減するための活動を行う組織。 |
| シティプロモーション | 地域の魅力を喚起し、市の知名度やイメージを向上させる活動のこと。 |
| シビックプライド | 個々人がまちに抱く誇りや愛着のこと。 |
| 循環型社会 | 限りある資源の有効活用やごみの減量化、再資源化が図られ、環境への負荷の少ないライフスタイルを実現する社会のこと。 |
| 上水道有収率 | 配水された水量(浄水場でつくられた水量)のうち、水道料金として徴収される水量の割合。有収率が高いほど施設の効率性が良く、低いほど不明水が発生する原因の究明と削減に努め、そのための適切な対策を講じる必要がある。 |
| 城泊 | 城に宿泊して城主の気分を体験できる観光サービス。 |
| ステークホルダー | 企業の利害関係者のことで、株主や債権者・取引先・顧客などのこと。また、地域住民・地域社会を含めている場合もある。 |
| スマート農業 | ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産などの実現を推進している新たな農業のこと。農業分野以外の第1次産業においてもスマート化を推進することで、省力・軽労化をさらに進めることができるとともに、新規就業者の確保や技術の継承などが期待される。 |
| 成年後見制度 | 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援する制度。 |
| ゼロカーボン | 企業や家庭が排出する二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス(カーボン)の「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、排出量の合計を実質的にゼロにすること。「カーボンニュートラル」とも呼ばれる。 |
| た行 | |
| 脱炭素 | 地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出量をゼロにすること。 |
| 男女共同参画社会 | 男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、ともに責任を担いつつ、性別にとらわれることなく、あらゆる分野でその個性と能力が発揮できる社会。 |
| 地域共生社会 | 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。 |
| 地域商社 | 官民や有志など地域の多くの関係者を巻き込み、農産物や工芸品などの地域の資源(商品)をブランド化し、生産・加工から販売まで一貫してプロデュースし、地域内外に販売する組織。 |

| 用語 | 説明 |
|------------|---|
| 地域包括ケアシステム | 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるような、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。 |
| 超スマート社会 | 必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といったさまざまな違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会のこと。 |
| DX | Digital Transformationの略で、企業や行政機関などが環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズをもとに、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務や、組織、プロセス、組織文化・風土を変革すること。 |
| DMO | Destination Management Organizationの略で、経営の視点を持ち、魅力ある観光地域づくりを主導的かつ持続的に推進し、新たな観光市場を創造する組織のこと。 |
| ディーセント・ワーク | 「働きがいのある人間らしい仕事」という意味の言葉。具体的には「子どもに教育を受けさせ、家族を扶養することができ、30年～35年ぐらい働いたら、老後の生活を営めるだけの年金などがまかなえるような労働」であるとされている。 |
| 鄭成功 | 中国、明末の遺臣。国姓爺の名で知られる。日本の平戸で鄭芝龍と田川マツとの間に生まれた。7歳で渡明。明滅亡後、抗清・明室復興のため大陸反攻を繰り返した。また、南海貿易にも従事した。近松門左衛門の「国姓爺合戦」などで知られる。 |
| デジタルデバイド | パソコン、インターネットなどの情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる格差のこと。 |
| テレワーク | ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。 |
| 特殊詐欺 | 振り込め詐欺と、それに類似する手口の詐欺の総称。 |
| な行 | |
| 二次交通 | 拠点となる空港や鉄道の駅から観光地までの交通のこと。 |
| ニューノーマル | 「新しい常態」という意味。社会に大きな変化が起こり、変化が起こる以前とは同じ姿に戻ることができず、新たな常識が定着すること。 |
| 認知症サポーター | 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。 |
| 認知症初期集中支援 | 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に対する支援を集中的（概ね6か月）に行うこと。 |
| 認定農業者 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人。 |
| は行 | |
| バイオディーゼル | 植物性の食用廃油を燃料とするディーゼルエンジン。廃油12にメタノール約1を加えることでメチルエステルで動く。エンジンの改良は不要で、排ガスもクリーン。 |
| パブリックコメント | 条例や行政計画などを決めようとする際に、あらかじめその案を公表し、市民から広く意見を募集する手続きのこと。 |

| 用語 | 説明 |
|-----------------|--|
| PFI | Private Finance Initiativeの略で、公共施設などの設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。 |
| P D C Aサイクル | 施策の効果を検証し、改善を行う仕組み。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返し行い、ある一定の成果や効率化につなげるための手法。 |
| B P R | Business Process Reengineeringの略で、業務活動を根本から考え直し、根本的革新を行う経営手法。 |
| P P P | Public Private Partnershipの略で、行政と民間が協力して、公共サービスを効率的に運営すること。新しい「官民連携」の形。PFIはPPPの代表的な手法の一つ。 |
| ファミリー・サポート・センター | 子育て中に冠婚葬祭や学校行事などで乳幼児と一緒に出かけにくい場面において、短時間で子どもを見てほしいときに、子育てのお手伝いをしてほしい人(依頼会員)と子育てを応援したい人(提供会員)が会員となって助けあう会員組織の橋渡しを行い、会員同士による子どもの預かり支援をサポートすること。 |
| V R | Virtual Realityの略で、コンピュータ上に人工的な環境をつくり出し、あたかもそこにいるのかのような感覚を体験できる技術。仮想現実。 |
| ブルーカーボン | 沿岸海域の海洋生物が二酸化炭素を吸収して固定される炭素。貝殻やサンゴの骨格など、主に炭酸カルシウムとして固定される。陸上の植物の光合成によって固定された炭素(グリーンカーボン)に対していう。 |
| ふるさと納税 | 地方自治体への寄附を通じて、地域創生に参加できる制度のこと。 |
| フレイル | 「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す「frailty」の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語。要介護状態に至る前段階として位置付けられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。 |
| 防災士 | 「自助」「共助」「協働」を原則として、社会のさまざまな場で、防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人のこと。 |
| ま行 | |
| マイクロプラスチック | 海洋などの環境中に拡散した微小なプラスチック粒子。厳密な定義はないが、大きさが1ミリメートル以下、ないしは5ミリメートル以下のものを指す。 |
| まちづくり運営協議会 | 地域住民の交流の促進、福祉や生活環境の向上、安全な生活の確保など、地域における諸問題の解決に主体的に取り組むため、小学校区単位を基本に設立された地域住民の自発的な組織。 |
| メタボリックシンドローム | 内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせ持った状態のこと。 |
| 木質バイオマスエネルギー | 「再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のなかで、木材や枝・葉に由来するものを「木質バイオマス」と呼び、循環的に利用している限り持続的に再生可能な資源であり、クリーンなエネルギー源である。 |

| 用語 | 説明 |
|--------------|---|
| や行 | |
| ヤングケアラー | 家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。 |
| ユニバーサルツーリズム | すべての人が楽しめるよう創られた旅行であり、高齢や障がいなどの有無に関わらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行のこと。 |
| ユニバーサルデザイン | 年齢や身体状況などに関わらず、誰もが安全に使いやすく、わかりやすい、暮らしづくりのために、ものや環境・サービスを設計デザインすること。 |
| 4 R運動 | 不要なものももらわない「Refuse」、ごみの軽量化「Reduce」、限られた資源の繰り返し使用「Reuse」、資源の再利用「Recycle」の頭文字をとったもので、限りある資源を有効に利用するための取り組み。 |
| ら行 | |
| ライフステージ | 人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。 |
| ライフライン | 都市生活の維持に必要な不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送などをいう語であり、多くは地震対策との関連で取り上げられる。 |
| 6次産業化 | 農産物を生産する1次産業と、それを加工する2次産業（製造業）、加工製品を流通・販売し、消費に結び付ける3次産業（流通、情報、サービスなど）を一体的に発展させる産業のこと。 |
| わ行 | |
| ワーク・ライフ・バランス | やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。 |

■ 平戸市民憲章

(平成18年5月20日)

豊かな自然と歴史の中にはぐくまれ、伝統文化と歴史的遺産を大切に、勤労を愛してきたわたくしたち平戸市民は、郷土の限りない発展と平和を願い、大きな誇りを持ってこの憲章を定めます。

- 1 かけがえのない自然を愛し、美しいまちをつくりましょう。
- 1 きまりを守り、力を合わせ、明るいまちをつくりましょう。
- 1 健全な心とからだを育て、元気なまちをつくりましょう。
- 1 仕事にはげみ、常に向上心を持ち、豊かなまちをつくりましょう。
- 1 教養と文化をたかめ、伸びゆくまちをつくりましょう。

■ 市の花／市の木／市の花木



●市の花／平戸つつじ



●市の木／マキ



●市の花木／やぶ椿

発行／平戸市

発行年月／令和5年6月

企画編集／平戸市財務部企画財政課
〒859-5192 平戸市岩の上町1508番地3

TEL 0950-22-4111

<https://www.city.hirado.nagasaki.jp/>



平戸市
未来創造羅針盤

第2次平戸市総合計画

後期基本計画
2023～2027